

# 万葉歌にみるヤマト

城 崎 陽 子

## 1. はじめに

万葉集のなかで、「ヤマト」を詠う歌は60首61例、他に、題詞や左注にヤマトの語がみえる例が3例ある。これらにみられる基本的な考え方は、ヤマトという地名は、ヤマトと認識される日常的空間を離れた時「ヤマト=故郷」として想起され、歌に詠まれるという事実である。

人は、ヤマトを離れ、はじめてヤマトを自覚し、詠うのであって、ヤマトに居て、ヤマトを詠うのではない。また、それぞれの歌表現が含む持つヤマトのイメージは修辞表現等によっても微妙に異なっている<sup>1</sup>。それぞれが想起するヤマトは、それぞれの思いの中でイメージされるヤマトであり、例えば、「故郷としてのヤマト」というイメージには、飛鳥京、藤原京、平城京と都が遷されていくに従って、どこを故郷として思い起こすかという点に差異が生じることを考えてみれば明らかであろう。

本稿において「万葉歌にみるヤマト」をテーマとして考える際に、ヤマトがどのように自覚され、詠われるかということについての森淳司の指摘は一つの手がかりとなる<sup>2</sup>。

藤原朝より奈良朝前期を主としての大和への思慕の歌々は、みやこへの思慕そのものであり、藤原朝以前に歌われる大和哀惜の国土讃美は究極のところ、大君への讃仰とのつながりにおいて認識すべきであろう。

森氏の指摘は、舒明天皇の国見歌（巻1・1番歌）を念頭においての言説であることを考慮しなければならないが、本稿では、この指摘を一步進めて、万葉歌にみえるヤマト、特に大王への讃仰や都への思慕といった「情」が、どのような重層性をみせて、ヤマトという世界観を支える要因となっていたかということを考えてみたい。

## 2. ヤマトと詠うことの意義

万葉歌においてヤマトと詠うことの意義を考える時、始めに触れた、「故郷としてのヤマト」という括りは最も大きなイメージとして存在することはいうまでもない。しかし、ヤマトを詠うことに何らかの意義を見いだそうとする場合、こうした捉え方は根本的な解決に至らない。むしろ、天皇の統治や、それを象徴する宮都、さらに大きな、「国」あるいは「国家」という概念で括られるイメージをもつヤマトの呼称について、その必然性を考えてみる方向で論を進めるべきであろう。

さて、ヤマトという地域を離れて、ヤマトを認識し、詠う歌のなかで最も国家的な例といえば、遣唐使に関わる一連の歌が挙げられる。

### 【遣唐使・遣新羅使に関わるヤマト】

#### ①巻5・894番歌

神代より 言ひ伝て来らく そらみつ 大和の国は 皇神の 厳しき国 言霊の 幸はふ国と  
語り継ぎ 言ひ継がひけり 今の世の 人もことごと 目の前に 見たり知りたり 人さには  
満ちてはあれども 高光る 日の大朝廷 神ながら 愛での盛りに 天の下 奏したまひし 家

の子と 選ひたまひて 勅旨 [反して大命と云ふ] 戴き持ちて 唐の 遠き境に 遣はされ  
罷りませ 海原の 辺にも沖にも 神留まり うしはきいます 諸の 大御神たち 船舩に  
[反して、ふなのへにと云ふ] 導きませし 天地の 大御神たち 大和の 大国御魂 ひさか  
たの 天のみ空ゆ 天翔り 見渡したまひ 事終はり 帰らむ日には また更に 大御神たち  
船舩に 御手うち掛けて 墨縄を 延へたるごとく あぢかをし 値嘉の岫より 大伴の 三津  
の浜辺に 直泊てに 御船は泊てむ つつみなく 幸くいまして はや帰りませ

②卷19・4245番歌

そらみつ 大和の国 あをによし 奈良の都ゆ おしける 難波に下り 住吉の 三津に船乗り  
直渡り 日の入る国に 遣はさる 我が背の君を かけまくの ゆゆし恐き 住吉の 我が大御  
神 船舩に うしはきいまし 船舩に み立たしまして さし寄らむ 磯の崎々 漕ぎ泊てむ  
泊まり泊まりに 荒き風 波にあはせず 平けく 率て帰りませ もとの朝廷に

③19-4264番歌

そらみつ 日本の国は 水の上は 地行くごとく 船の上は 床に居るごと 大神の 斎へる国  
そ 四つの船 船舩並べ 平けく 早渡り来て 返り言 奏さむ日に 相飲まむ酒そ この豊御  
酒は

④15-3608

天離る 鄙の長道を 恋ひ来れば 明石の門より 家のあたり見ゆ  
柿本朝臣人麻呂が歌に曰く、「大和島見ゆ」

⑤15-3648

海原の 沖辺に灯し いざる火は 明かして灯せ 大和島見む

⑥15-3688

天皇の 遠の朝廷と 韓国に 渡る我が背は 家人の 斎ひ待たねか 正身かも 過ちしけむ  
秋さらば 帰りまさむと たらちねの 母に申して 時も過ぎ 月も経ぬれば 今日か来む 明  
日かも来むと 家人は 待ち恋ふらむに 遠の国 いまだも着かず 大和をも 遠く離りて 岩  
が根の 荒き島根に 宿りする君

①は、天平5年(733)、遣唐大使多治比真人広成に山上憶良が贈った「好去好来の歌」である。  
②は、やはり天平5年に「入唐使に贈る歌」である。③は天平勝宝4年(752)に「高麗朝臣福信  
に勅して難波に遣はし、酒肴を入唐使藤原朝臣清河等に賜ふ御歌」である。また、④から⑥は天平8  
年(736)に新羅へ派遣された遣新羅使人らの歌である。

これらの一連の歌のなかにも、④や⑤の表現にある、「明石の門」からみえるヤマトや、「沖辺に灯  
し いざる火」によって見ようとするヤマトは、いわゆる故郷としてのヤマトであるが、同じ遣新羅  
使人歌でも⑥のように、「壹岐島」で詠まれたヤマトは「遠の国」と対照される地域を示している。  
さらに、「唐」という国を意識し、それと対置する表現として位置づけられているのが①、②、③、  
の歌のヤマトで、これは、航海の安寧を祈る心情が「大和の国は 皇神の厳しき国 言霊の幸はふ国」、  
あるいは、「日本の国は…大神の 斎へる国」と表現され、「天地の 大御神」や「大和の 大国御魂」  
といった神々の加護が存在する「国」として詠われている。

故郷としてのヤマトを詠むことは、羈旅歌の要素として当然の表現であるが、外国に対するヤマト  
の呼称は、「大御神」や「大国御魂」が加護をするという発想に裏付けられている表現となる。

では、「ヤマトという地域を神々が加護する」という発想は、「天皇の統治」を示す表現とどのよう

な関係性をもって詠まれるのだろうか。以下、天皇の統治に関わるヤマトの表現についてみてみたい。

【天皇の統治に関わるヤマト】

⑦巻1・1番歌

籠もよ み籠持ち ふくしもよ みぶくし持ち この岡に 菜摘ます兒 家告らせ 名告らさね  
そらみつ 大和の国は おしなべて 我こそ居れ しきなべて 我こそいませ 我こそば 告ら  
め 家をも名をも

⑧巻1・2番歌

大和には 群山あれど とりよろふ 天の香具山 登り立ち 国見をすれば 国原は 煙り立ち  
立つ 海原は かまめ立ち立つ うまし国そ あきづ島 大和の国は

⑨巻3・319番歌

なまよみの 甲斐の国 うち寄する 駿河の国と こちごちの 国のみ中ゆ 出で立てる 富士  
の高嶺は 天雲も い行きはばかり 飛ぶ鳥も 飛びも上らず 燃ゆる火を 雪もて消ち 降る  
雪を 火もて消ちつつ 言ひも得ず 名付けも知らず 奇しくも います神かも 石花の海と  
名付けてあるも その山の 堤める海そ 富士川と 人の渡るも その山の 水の激ちそ 日本  
の 大和の国の 鎮めとも います神かも 宝とも なれる山かも 駿河なる 富士の高嶺は  
見れど飽かぬかも

⑩巻6・956番歌

やすみしし 我が大君の 食す国は 大和もここも 同じとぞ思ふ

⑪巻19・4254番歌

あきづ島 大和の国を 天雲に 磐船浮かべ 艦に舳に ま權しじ貫き い漕ぎつつ 国見しせ  
して 天降りまし 払ひ平げ 千代重ね いや継ぎ継ぎに 知らし来る 天の日継と 神ながら  
我が大君の 天の下 治めたまへば もののふの 八十伴の緒を 撫でたまひ 整へたまひ 食  
す国も 四方の人をも あぶさはず 恵みたまへば 古ゆ なかりし瑞 度まねく 申したまひ  
ぬ 手抱きて 事なき御代と 天地 日月と共に 万代に 記し継がむそ やすみしし 我が大  
君 秋の花 しが色々に見したまひ 明らめたまひ 酒みづき 栄ゆる今日の あやに貴さ

⑫巻20・4466番歌

磯城島の 大和の国に 明らけき 名に負ふ伴の緒 心努めよ

⑬巻20・4487番歌

いざ子ども 狂わざなせそ 天地の 堅めし国そ 大和島根は

⑦は、雄略天皇の御製歌、⑧は舒明天皇が「香具山に登りて望国」した際の御製歌である。⑨は、高橋虫麻呂の「富士の山を詠む歌」である。⑩は、大宰帥大伴旅人が、少弐石川足人の歌にこたえた歌である。神亀五年（728）石川足人は、京官に転任し、大宰府を離れていることから（巻1-5 49番歌題詞）、その際の歌かとされる。⑪は、大伴家持が京に向う途次、「興に依りて予め作る侍宴応詔の歌」である。⑫は、大伴家持が「族を諭す歌」の長歌に付随する二首の短歌のうちの一首である。⑬は、天平宝字元年（757）11月18日に行われた内裏肆宴で、藤原仲麻呂が披露した歌である。

これらの歌には、天皇（大君）が統治をする地域としてのヤマトが表現されている。もちろん、⑦や⑧のような、「若菜摘み」や「国見」といった行事の中で詠われる儀礼的表現としてのヤマトや、

⑪や⑬のように、侍宴、肆宴の場を想定して、あるいは、そうした場において詠われる讃仰表現としてのヤマトというように、詠われる場によって、その表現に微妙な差異はあるものの、⑪や⑬にあるような、神話的背景を拠り所とした天皇統治の対象としてヤマトが詠われている点、先の遣唐使・遣新羅使に関わる歌でも指摘した、「神々の加護するヤマト」という見解を保証する表現ととらえてよいだろう。

ところで、こうした天皇統治表現におけるヤマトという地域は、単なる空間を指しているだけではない。天皇統治の拠り所として、ヤマトという地域とともに、さらに具体的な宮都が詠み込まれるものもある。

#### 【宮都に関わる事例】

##### ⑭卷1・29番歌

玉だすき 畝傍の山の 榎原の 聖の御代ゆ [或は云ふ、「宮ゆ」] 生れましし 神のことごと  
つがの木の いや継ぎ継ぎに 天の下 知らしめししを [或は云ふ、「めしける」] 天にみつ  
大和を置きて あをによし 奈良山を越え [或は云ふ、「そらみつ 大和を置き あをによし  
奈良山越えて」] いかさまに 思ほしめせか [或は云ふ、「思ほしけめか」] 天離る 鄙には  
あれど 石走る 近江の国の 楽浪の 大津の宮に 天の下 知らしめしけむ 天皇の 神の尊  
の 大宮は こと聞けども 大殿は こと言へども 春草の 繁く生ひたる 霞立ち 春日  
の霧れる [或は云ふ、「霞立ち 春日か霧れる 夏草か 繁くなりぬる」] ももしきの 大宮所  
見れば悲しも [或は云ふ、「見ればさぶしも」]

##### ⑮卷1・52番歌

やすみしし わご大君 高照らす 日の皇子 荒たへの 藤井が原に 大御門 始めたまひて  
埴安の 堤の上に あり立たし 見したまへば 大和の 青香具山は 日の経の 大き御門に  
春山と しみさび立てり 畝傍の この瑞山は 日の緯の 大き御門に 瑞山と 山さびいます  
耳梨の 青菅山は 背面の 大き御門に 宜しなへ 神さび立てり 名ぐはしき 吉野の山は  
影面の 大き御門ゆ 雲居にそ 遠くありける 高知るや 天の御陰 天知るや 日の御陰の  
水こそば 常にあらめ 御井の清水

##### ⑯卷6・1047番歌

やすみしし 我が大君の 高敷かず 大和の国は 天皇の 神の御代より 敷きませる 国にし  
あれば 生れまさむ 御子の継ぎ継ぎ 天の下 知らしまさむと 八百万 千年をかねて 定め  
けむ 奈良の都は かぎろひの 春にしなれば 春日山 三笠の野辺に 桜花 木の暗隠り か  
ほ鳥は 間なくしば鳴く 露霜の 秋さり来れば 生駒山 飛火が岡に 萩の枝を しがらみ散  
らし さ雄鹿は 妻呼びとよむ 山見れば 山も見が欲し 里見れば 里も住み良し もののふ  
の 八十伴の男の うちへて 思へりしくは 天地の 寄り合ひの極み 万代に 栄え行かむ  
と 思へりし 大宮すらを 頼めりし 奈良の都を 新た代の 事にしあれば 大君の 引きの  
まにまに 春花の うつろひ変はり 群鳥の 朝立ち行けば さす竹の 大宮人の 踏み平し  
通ひし道は 馬も行かず 人も行かねば 荒れにけるかも

##### ⑰卷3・475番歌

かけまくも あやに恐し 言はまくも ゆゆしきかも 我が大君 皇子の尊 万代に 食したま  
はまし 大日本 久邇の都は うちなびく 春さりぬれば 山辺には 花咲きををり 川瀬には  
鮎子さ走り いや日異に 栄ゆる時に 逆言の 狂言とかも 白たへに 舎人よそひて 和束山

御輿立たして ひさかたの 天知らしめぬ 臥いまろび ひづち泣けども せむすべもなし

⑱卷20・4465番歌

ひさかたの 天の門開き 高千穂の 岳に天降りし 皇祖の 神の御代より はじ弓を 手握り  
持たし 真鹿兎矢を 手挟み添へて 大久米の ますら健男を 先に立て 靱取り負ほせ 山川  
を 岩根さくみて 踏み通り 国求ぎしつち ちはやぶる 神を言向け まつろはぬ 人をも和  
し 掃き清め 仕へ奉りて あきづ島 大和の国の 橿原の 畝傍の宮に 宮柱 太知り立てて  
天の下 知らしめしける 天皇の 天の日継と 継ぎて来る 君の御代御代 隠さはぬ 明き心  
を 皇辺に 極め尽くして 仕へ来る 祖の職と 言立てて 授けたまへる 子孫の いや継ぎ  
継ぎに 見る人の 語り次てて 聞く人の 鑑にせむを あたらしき 清きその名そ おぼろか  
に 心思ひて 空言も 祖の名絶つな 大伴の 氏と名に負へる ますらをの伴

⑭は、「近江の荒れたる都に過る時」に柿本人麻呂が作った歌である。⑮は持統天皇の国見の様を詠み込んだ「藤原宮御井の歌」、⑯は久邇京遷都に伴って、大伴家持が「奈良の故郷を悲しびて作る」歌である。⑰は、天平16年(744)安積皇子の薨去に際して大伴家持が作った歌の一首である。⑱は大伴家持が「族を喩す歌」として作った歌である。

これらの歌表現のなかで、天皇統治は、⑭の神武天皇即位から連綿と続く皇統や、⑯の代々の天皇即位とその統治、⑰の天孫降臨から神武東征を経て、橿原の宮に即位するといった表現に見られるような神話的伝承によって保証されることで成り立つものであるという思想のもとに表現されていることがわかる。そして、その天皇が「定めけむ」あるいは、「宮柱 太知り立て」たものとして宮都が詠まれるのである。つまり、ヤマトという表現には天皇統治を保証する神話的言説が集約され、それが、宮都という具体像を伴うことでイメージが重層されていると考えてよいだろう。

このことは、ヤマトという地域を離れて造都することに対して、例えば⑰の「大津の宮」では「いかさまに 思ほしめせか」と詠われ、⑯の「久邇宮」には、同じ久邇宮に対する⑰のような讚美表現がある一方で、「新代への 事にしあれば 大君の 引きのまにまに」と遷都することへの不安を表現するのである。こうしたことは、ヤマトという地域が天皇統治と不可分な神話的背景をもつ地域であり、そこに造都する事がいかに肝要であったかと言うことを物語っているといえよう。

さて、こうした宮都に関わる表現のなかに、「畝傍の宮」「大津の宮」「奈良の都」「久邇の都」といった宮都の呼称が登場するのは当然のことであるが、ヤマトという空間と宮都がどのような世界観をもって重層しているかという点に視点を絞ると、⑮の「藤原宮の御井歌」以外の歌表現にその世界観の重層は見当たらない。

藤原京はわが国初の本格的な条坊制を備えた南朝後市型の宮都である<sup>3</sup>。この藤原京の歌表現からみたヤマトと天皇統治と宮都という関係性は、まさに、ヤマトの基本概念を成しているのではないかと考える。

### 3. 藤原宮の位置づけ—造都の歴史と京城—

藤原宮は天武朝に立案され、天武天皇の崩御によって一時中断したが、持統朝に完成した古代宮都である。以下に造都関連の次第を記す。

天武5年(676)

是の歳に、新城に都つくらむとす。限の内の田藪は、公私を問はず、皆耕さずして悉に荒れぬ。然れども遂に都つくらず。

天武11年(682)3月

甲午の朔(1日)に、小紫三野王と宮内官大夫等に命して、新城に遣して其の地形を見しむ。仍りて都つくらむとす。

己酉(16日)に、新城に幸す。

天武12年(683)7月

癸卯(18日)に、天皇、京師に巡行します。

天武12年(683)12月

庚午(17日)に、(中略)又詔して曰はく、「凡そ都城・宮室、一処に非ず。必ず兩參造らむ。故、先づ難波に都つくらむと欲ふ。是を以ちて、百寮者、各往りて家地を請れ」とのたまふ。

天武13年(684)3月

辛卯(9日)に、天皇、京師に巡行りたまひて、宮室之地を定めたまふ。

天武15年(686)9月

丙午(9日)に天皇の病、遂に差えずして、正宮に崩りましぬ。

持統4年(690)10月

壬申(29日)に、高市皇子、藤原の宮地を觀す。公卿・百寮、從へり。

持統4年(690)12月

辛酉(19日)に、天皇、藤原に幸して宮地を觀す。公卿・百寮、皆從へり。

※甲寅(12日)に、天皇、吉野宮に幸す。丙辰(14日)に、天皇、吉野宮より至します。

持統5年(691)10月

甲子(27日)に、使者を遣して、新益京を鎮祭らしむ。

※庚戌(13日)に、天皇、吉野宮に幸す。丁巳(20日)に、天皇、吉野より至します。

持統6年(692)5月

丁亥(23日)に、淨広肆難波王等を遣して、藤原宮地を鎮祭らしむ。

持統7年(693)8月

戊午の朔に、藤原宮地に幸す。

※秋七月の戊子の朔にして甲午(7日)に、吉野宮に幸す。…是の日(16日)に、天皇、吉野より至します。

持統8年(694)正月

乙巳(21日)に、藤原宮に幸す。即日、宮に還りたまふ。

持統8年(694)12月

庚戌の朔にして乙卯に、藤原宮に遷居します。

これら、一連の記事から、「京」造営には紆余曲折があり、天武天皇5年の「新城」の初見記事から開始された「京」の造営は、一時中断されたものの、天武11年に再開されたことを読み取ることができる<sup>4</sup>。また、天武13年(684)の記事は、藤原宮の遷都決定を示す記事であるが、この記

事をみると、「宮室之地」は天武天皇当時の「京師」内に含まれていると判断される。このことは藤原京への遷都決定以前、藤原宮地を含む京の主要部分一帯が「京内」と意識されていたことがわかる。このことから、藤原京域は、当初からそれほど変化していたわけではなく、天武5年以降、『日本書紀』に新たな都城の候補地として、しばしば登場する「新城」の語や、「新益」の語も同様の意味を持つ語であって、藤原宮は前身の条坊地割基準を継承しつつ造都された新たな都であったと理解すべきと考えられる<sup>5</sup>。そして、持統天皇4年「藤原宮」の初見以降、宮の施設が順次できあがっていったと寺崎保広は指摘する<sup>6</sup>。

ところで、我が国最初の本格的な条坊制を備えて造都された宮都であるが、その京域には諸説ある。岸俊夫は、大和の古道である横大路を北京極大路に、中ッ道と下ッ道を東と西の京極大路にする東西四里・南北六里を京域とすると、発掘された藤原宮の各種遺構、藤原京時代の京内寺院などがうまく適合することから、いわゆる大和三山に囲まれた地域を藤原京の京域とした<sup>7</sup>。ところが、昭和54年、奈良県警察宿舎の建築に伴う事前調査で、直交する道路遺構が発掘された。さらに、橿原郵便局改築に伴う事前調査で右京六坊坊間小路の位置には、既に南北方向の道路遺構が発掘され、藤原京域は岸説を上まわる「大藤原京」の可能性をもつことが確認された<sup>8</sup>。

藤原京の京域は再検討され、東西四里、南北六里が通説の藤原京域は、北へ三里、東西へそれぞれ二里拡大して東西八里、南北九里の「大藤原京」が秋山日出雄によって主張されている<sup>9</sup>。この説に従うと、藤原京は平城京や平安京と同一規模になり、大和三山は藤原京域にすっぽりとはまってしまう形となる。このことは、逆に、藤原京そのものがヤマトと認識される空間を具現化した存在として認識され、発想の重層化を可能にしたとは言えないだろうか。

ちなみに、秋山日出雄はさらに飛鳥宮の復原と、藤原京域の再検討を通じて、それぞれの祖型を求めた結果、それは鄴南宮と鄴京に至ることを指摘している<sup>10</sup>。このことは、日本最初の条坊を具えた都城と、その直前の宮室とが、東魏とくに北齊の制度と甚だ密接な関係のあることが考えられるのである。もちろん、鄴京と大藤原京の規模は藤原京の方が遙かに小さい。藤原京が鄴京とは異なり、東西八里・南北九里の規模を採用したのは我が国の内情や地形上の事情があるとみるべきであろう。あわせて、『周礼』考工記にみられる帝王の都城を方九里とする都城原理があり、秋山は天皇を中心とする古代律令国家の完成をめざした歴史的必然がもたらした結果と指摘する<sup>11</sup>。

#### 4. 藤原宮の御井の歌

前節において、藤原宮の造都の歴史と京域の問題について確認した。ここで、当初の問題に立ち返って、天皇（大君）の統治の具現化としての宮都が、「神々の加護するヤマト」という、いわば神話的な背景とどのような重層性をもつのかを考えてみたい。

重複するが、表現の詳細を確認するために、藤原宮御井歌を今一度掲げる。

##### 藤原宮の御井の歌

A やすみしし わご大君 高照らす 日の皇子 荒たへの 藤井が原に 大御門 始めたまひ  
て 埴安の 堤の上に あり立たし 見したまへば  
B 大和の 青香具山は 日の経の 大き御門に 春山と しみさび立てり  
畝傍の この瑞山は 日の緯の 大き御門に 瑞山と 山さびいます  
耳梨の 青菅山は 背面の 大き御門に 宜しなへ 神さび立てり

C名ぐはしき 吉野の山は 影面の 大き御門ゆ 雲居にそ 遠くありける  
D高知るや 天の御陰 天知るや 日の御陰の 水こそば 常にあらめ 御井の清水  
(巻1・52番歌)

#### 短 歌

藤原の 大宮仕へ 生れつくや 娘子がともは ともしきろかも (巻1・53番歌)  
右の歌、作者未詳なり。

藤原宮の御井の歌は、香具山の西麓にあった埴安池の堤に立った持統天皇が国見をした長歌に反歌一首が付随した作品である。その歌は、A部の国見儀礼を示す歌い出しの部分から、B部の藤原宮の東の門として香具山、西の門として畝傍山、北の門として耳成山をヤマトの景として詠う部分、そして、南に吉野の山々を歌いこめ、誉め讃えるC部、さらに、四圍から収斂した視点は「藤井」という藤原宮に存在する井戸を提示し、その井戸によせて、宮都の永遠を歌い上げるD部からなる一首である。

この歌が詠われた場合は視点を御井に絞る必然性のある場であり、かつ、その永遠性を言祝ぐ状況には詠み込まれる御井が京城のほぼ中心部に位置する特別な井戸であることを示している。それは、国見の状況の中で誉め讃えられ、かつ、永遠を言祝ぐ対象とされる井泉であるから、何等かの特別な事情を持つ井泉であることは間違いない。さらに言えば、特別な意義をもった、何かしらの祭祀に関わる井泉と考えるのが妥当であろう。

井泉を祀る祭祀の存在については考古学の成果が著しい<sup>12</sup>。中でも、辰巳和弘はその論考の中で「井泉の湧水とその流れは現世での長生や若返りがかなう変若水として、古代の祭儀に欠かすことのできないもの」ととらえ、その湧水や水の流れは「不老不死の神仙世界の霊山や霊川を具現したもの」とした<sup>13</sup>。御井の歌は、その象徴的なものを詠いあげた歌と位置づけることができる。

では、なぜ、四圍の山々から「御井」へと視点は収斂したのか。また、「大き御門」と表現されるそれぞれの山々は吉野の山を除いては藤原京域内に含まれる山々であり、これはまさに「御門」とするにふさわしい情景であるといえるが、ここに「吉野の山」を配したのはなぜか。

当該歌において「御井」を詠いあげることと、藤原京域に含まれる大和三山の他に、とりわけて「吉野」を詠み込まねばならないことには共通する必然性があったと考えねば解決のつかない問題である。このことは、藤原宮造都前後にもみられる持統の吉野行幸と関わっていると考える。そして、持統朝における吉野行幸が、「吉野」の歴史的再評価と、従来の聖水信仰とを併せ持った「新たな吉野観」によることは以前に論じたことがある<sup>14</sup>。

#### 5. 祈年祭の祝詞と御井の歌

御井の歌には、祈年祭の祝詞に共通する「天の御蔭」「日の御蔭」という表現の存在が指摘されている。御井の歌に聖水信仰をみるためには、こうした、祝詞に援用される語句のあり様にも注意するべきであろう。また、祈年祭の祝詞には「六つの御懸」「山の口に坐す皇神」「水分に坐す皇神」といった、直轄地の奉仕に加え、宮都の周囲に神々を定位する表現が随所にみられる。これらのことと、ヤマトにみる世界観との整合性については考えておかなければならない問題である。まずは、『祈年祭祝詞』の関連部分を以下に抄出する。



座摩の御巫の辞竟へまつる、皇神等の前に白さく、生く井・栄く井・つ長井・あすは・はひきと御名は白して、辞竟へまつらば、皇神の敷きます、下つ磐ねに宮柱太知り立て、高天の原に千木高知りて、皇御孫の命の瑞の御舎を仕へまつりて、天の御蔭・日の御蔭と隠りまして、四方の国を安國と平らけく知ろしめすが故に、皇御孫の命のうづの幣帛を称辞竟へまつらく」と宣る。

(中 略)

「御縣に坐す皇神等の前に白さく、高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布と御名は白して、この六つの御縣に生り出づる、甘菜・辛菜を持ち参る来て、皇御孫の命の長御膳の遠御膳と聞しめすが故に、皇御孫の命のうづの幣帛を称辞竟へまつらく」と宣る。

「山の口に坐す皇神等の前に白さく、飛鳥・石村・忍坂・長谷・畝火・耳無と御名は白して、遠山・近山に生ひ立てる大木・小木を、本末うち切りて持ち参る来て、皇御孫の命の瑞の御舎仕へまつりて、天の御蔭・日の御蔭と隠りまして、四方の國を安國と平らけく知ろしめすが故に、皇御孫の命のうづの幣帛を称辞竟へまつらく」と宣る。

「水分に坐す皇神等の前に白さく、吉野・宇陀・都祁・葛木と御名は白して、辞竟へまつらば、皇神等の寄さしまつらむ奥つ御年を、八束穂の茂し穂に寄さしまつらば、皇神等に、初穂は穎にも汁にも甕の上高知り、甕の腹満て雙べて称辞竟へまつりて、遣りをば皇御孫の命の朝御食・夕御食のかむかひに、長御食の遠御食と、赤丹のほに聞しめすが故に、皇御孫の命のうづの幣帛を称辞竟へまつらく」と、諸聞しめせと宣る。

藤原宮御井歌の「天の御蔭」「日の御蔭」の語については、それが具体的な何か（植物等）を表現しているのか、それとも、日の光を表現しているのか説が別れるが、それが、祈年祭の祝詞に表現される語であることには、「天」と「日」の一対で用いられることに象徴的な意味合いが込められていると考える。

一方の祈年祭の祝詞であるが、和田萃は、この祝詞は天武・持統朝にさかのぼるものと推定されている<sup>15</sup>。当該の祝詞の中で、六御縣は「甘菜・辛菜」を奉って天皇の食膳に供することが述べられ、朝廷の直轄地であるということ以上に、祭祀的な役割を負っていたことが示されている。また、「山の口に坐す皇神」が宮の造営に木材を提供するところとして、飛鳥をはじめとする6ヶ所の地域を指定している。さらには、「水分に坐す皇神」として吉野・宇陀・都祁・葛城の四ヶ所の水分神が見えている。当該の祝詞の志向に、和田が説く「水分神を国家神に昇格させる」ことの意義があったとするならば<sup>16</sup>、藤原宮の御井の歌にみられる四囲に「吉野」を含む発想と、天武・持統朝に六御縣を定め、山の口の神や水分の神を国家的な営為に携わる神として位置づけていく発想とはその根底を一にしているといえよう。

天皇の統治ということ、神々を含めた様々な奉仕の姿として表現しようとする発想が天武・持統朝を中心に形成、或いは完成され、その思想的な反映が御井の歌に投影されていると考えると、御井歌に吉野を含むヤマトの四囲を詠い、さらに井泉をその中心と位置づけ、讚美することは、まさに、宮都は「神々の加護するヤマト」にあって、神話的背景によって保証された天皇（大君）が君臨する、さらに、その周囲の山の口の神や水分の神の加護をも確かなものとした場所であると考えることができよう。これが、藤原宮の設置理念であったとするならば、藤原宮の御井の歌は、藤原宮の設置理念を含めた「新たな世界観」を含む一首であるともいえよう。

## 6. まとめ

万葉歌においてヤマトを詠うことは、総体として故郷を詠う羈旅歌の体裁を保つ。一方、特に「外国」を意識した呼称としての「ヤマト」には、神話的背景を拠り所とする天皇統治の対象としての「ヤマト」という発想と「神々が加護する地域」であるとの発想が重層化されていた。

ところで、「外国」を意識する歌表現のあり方は、いわば空間的概念としての「ヤマト」の中でも特化された概念を示している。こうした概念は、故郷として詠われるはずの「ヤマト」の「国家－天皇統治の空間」という要素が加わったことで生み出されるものといえる。

では、ここに「宮都」という天皇統治の具体相が加味された場合、その概念化はどのようになされるのか。特に、わが国初の本格的な条坊制を備えた藤原宮に着目し、「ヤマト」と「宮都」は聖水信仰を象徴する「御井」を接点として、宮都讃美の表現のなかで、天武・持統朝の政治理念を有する「新たな世界観」として生み出されたと結論した。さらに、万葉集の歌表現としては、御井歌以降、「ヤマト」を詠うことが、羈旅歌の表現世界とは別に、天皇統治の表現世界として歌表現の中で意図的にイメージされていたと言ってよからう。

### 注

- 1 神野富一「舒明天皇と大和一和歌の風土の創造」『万葉集の風土と歌人』所収、平成3、雄山閣出版株式会社。
- 2 森淳司「万葉の風土『やまと』」『万葉とその風土』昭和50、桜楓社。
- 3 寺崎保広『日本史リブレット 藤原京の形成』平成14、山川出版社、『古代日本の都城と木簡』平成18、吉川弘文館。
- 4 注3参照。
- 5 木下正史「考古学的成果－飛鳥・藤原京－」『国文学 解釈と教材の研究』平成9・8、学燈社。
- 6 注3参照。
- 7 岸俊夫「京域の想定と藤原京条坊制」『藤原京』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第25冊 昭和44。
- 8 中井一夫・松田真一「藤原京条坊遺構の調査」『奈良県遺跡調査概報 1979年度』橿原考古学研究所、昭和56。
- 9 秋山日出雄「『藤原京と飛鳥京』の京域考」『地理』25-9、昭和55。
- 10 秋山日出雄（「日本古代都城制の源流」『大阪教育大学 歴史研究』19、昭和56。）の立論は、日本の都城が唐の影響を受けているというそれまでの通説に異を唱えた岸俊夫の説（『日本古代宮都の研究』岩波書店、昭和63）を踏まえてのことである。
- 11 注10参照。
- 12 日色四郎『日本上代井の研究』橿原考古学研究所、昭和41。山本博『神秘の水と井戸』学生社、昭和53。
- 13 辰巳和弘「常世・女・井－神話の土壌－」『水と祭祀の考古学』平成17、学生社。
- 14 城崎陽子「藤原宮御井歌－発想の源泉をめぐって－」『万葉集の編纂と享受の研究』平成16、おうふう。
- 15 和田萃「藤原宮の御井の歌」『万葉集の考古学』昭和59、筑摩書房。
- 16 和田萃『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、平成7、塙書房。